事務連絡

令和２年11月４日

　各団体・事業者の皆様へ

高知県商工労働部長

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

このことについて、高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から、令和２年１０月２９日付けで別紙のとおり通知がありました。

この通知を踏まえ、催物の主催者が存在せず多数の人が集まるケースが多い季節の行事が安全に開催できるよう、下記の感染防止策にご留意いただきますようお願いします。

記

１　季節の行事に参加する場合には基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特

に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パ

ーティー等への参加は控えてください。

２　主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距

離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止

策を徹底してください。

３　街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の

行事への参加は、なるべく控えてください。

４　必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するな

どの新しい季節の行事の楽しみ方を検討してください。

問い合わせ

高知県商工労働部工業振興課　芝、岡崎

TEL　088-823-9691

FAX　088-823-9261

E-mail ：150501@ken.pref.kochi.lg.jp